

負担限度額認定

原則自己負担である、介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)に入所している人やショートステイを利用している人の食費・居住費。所得が少ない人^{※1}には助成(補足給付)を行っていますが、8月から、在宅で暮らす人との公平性を保ち、負担能力に応じた負担とするため、要件や負担限度額が次のとおり変わります。

※1 世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市民税非課税で預貯金などが一定額を超えない人が対象。



《預貯金などの認定要件》

今回の見直しで助成の対象外となっても、預貯金額が減少して認定要件を満たす場合は、申請すると負担軽減を受けられます。

負担段階	収入など		預貯金など	
			7月31日まで	8月1日から
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	年金収入など ^{※2} が80万円以下		【単身】 650万円 【夫婦】 1,650万円
第3段階①		年金収入などが80万円超 120万円以下	【単身】 1,000万円 【夫婦】 2,000万円	【単身】 550万円 【夫婦】 1,550万円
第3段階②		年金収入などが120万円超		【単身】 500万円 【夫婦】 1,500万円

※2 年金収入などとは、公的年金など収入額(非課税年金を含む) + その他の合計所得金額。

《食費の負担限度額》

負担段階	介護保険施設入所者		ショートステイ利用者	
	7月31日まで	8月1日から	7月31日まで	8月1日から
第2段階	390円	390円	390円	600円
第3段階①	650円	650円	650円	1,000円
第3段階②	650円	1,360円	650円	1,300円

高額介護サービス費

1カ月間に支払った介護サービスの自己負担額の合計が負担限度額を超えたとき、超えた分が払い戻される制度です。負担能力に応じた負担とするため、8月から、一定年収以上の高所得世帯は負担限度額が変わります。



区分	負担の上限額(月額)
生活保護を受給している人など	15,000円(世帯)
世帯の全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
うち、前年の公的年金など収入金額 + その他の合計所得金額の合計が 80万円以下の人など	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円) ~ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)

※今回負担限度額が変わるのは、赤枠の中の部分です。

- 見直しの対象となるのはどんな場合?**
 介護サービスの利用者か同一世帯に、課税所得380万円(年収約770万円)以上の65歳以上の人がいる場合が対象になります。
- 高額介護合算療養費制度(年間の医療費・介護サービス費が負担限度額を超えた場合に払い戻しを行う制度)は、今回の見直しで変わる?**
 高額介護合算療養費制度などの支給要件や負担上限額は変わりません。

介護に関する負担限度額が変わります

▼問い合わせ 本高齢福祉課 ☎0287(62)7113